

区長報告第四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を令和八年三月三十一日次のとおり処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和八年六月十六日

港区長 清 家 愛

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和五十年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名、第一条、第二条（見出しを含む。）及び第三条中「の種別割」を削る。

第四条第一項中「の種別割」を削り、「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に改め、同条第二項中「の種別割」を削り、「軽自動車税（種別割）納税済証印」を

「軽自動車税納税済証印」に改める。

第五条中「の種別割」を削る。

付 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和七年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。